

幸区役所広告掲載委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区役所における広告利用事業について、公正かつ適正な掲載内容を確保するために設置する幸区役所広告掲載委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 広告の選定基準に関すること。
- (2) 広告の内容に関すること。
- (3) その他広告に関して必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 部長職
- (4) 企画課長
- (5) 総務課長

2 委員会は、区長を委員長、副区長を副委員長とする。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査の基準)

第5条 委員会において審査を行うときは、次に掲げる要綱等に準拠しなければならない。

- (1) 川崎市広告掲載要綱
- (2) 川崎市広告掲載基準
- (3) 川崎市ホームページ広告取扱要領
- (4) 川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン
- (5) 広告付き窓口用封筒の提供に関する要綱
- (6) その他の必要な事項

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成20年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。